「その人らしい暮らし」を支える

成年後見制度

福祉・介護サービスの
利用のしかたがわからない

お金や財産の管理が
うまくできない

役所や銀行などの手続きが
わからない

悪質商法や詐欺などに
だまされないか心配

認知症になったときや
親なき後の暮らしが心配

そんなとき・・・
「自分らしい暮らし」のために
あなたのことを一緒に
考えてくれるのが
成年後見人です

南アルプス市権利擁護センター

成年後見制度ってどんなもの？

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人について、
本人の権利を守る支援者（後見人等）を選ぶことで、自分らしく安心して暮せるよう支援する制度です。

■後見人等は何をするの？

本人の思いを尊重しながら、財産を管理したり、
契約を結んだりして、暮らしを守ります。

財産管理

預貯金や不動産の管理
必要な支払いのお手伝い
不利益な契約の取り消し　など

身上監護

介護・福祉サービスの手配や契約
入院や施設入所の手続き
住まいや生活環境の確保　など

■どんな人が後見人等になるの？

本人の生活状況や必要な支援内容によって、
最適な後見人等を、家庭裁判所が選びます。

親族

本人の家族や身内など

市民後見人

市町村等が行う研修を受けた一般市民

専門職

弁護士、司法書士、社会福祉士など福祉や法律の専門家

■法定後見制度の３種類

本人の判断能力に応じて３つの種類があります

後見	保佐	補助
判断能力がまったくない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方

後見人等には、種類に応じて、本人の法律行為に対する代理権、同意権、取消権が与えられます。

手続き・利用の流れ

①相談

制度の内容や利用手続きについては、市役所窓口や相談機関におたずねください。

②申立書類の作成

申立書や診断書などの書類を準備します。準備のしかたも相談できます。

③家庭裁判所に申立て

家庭裁判所に書類を提出すると、調査が行われます。（甲府家庭裁判所では事前に面接日の予約が必要です。）

④後見人等の決定

裁判官が後見等開始の審判を行い、後見人等を選任します。

■申立ては誰がするの？

本人、配偶者、四親等内の親族が、申立てを行うことができます。

（四親等内の親族＝親、子、祖父母、孫、ひ孫、兄弟姉妹、甥･姪、おじ･おば、いとこ、配偶者の親･子･兄弟姉妹）

申立てをする人がいないときは、市町村長が申し立てることもあります。

例えばこんなこと

Ａさん（８０代）

１人暮らしで体は元気だが、物忘れがひどくなり、近所の人も心配している。民生委員が様子を見に来てみると、玄関に高額な商品が積まれていた。

後見人等が相談にのってくれた。支援を受けながら安心して暮らせるようになった。高額な買い物をしそうになったが、後見人等がその契約を取り消してくれた。

Ｂさん（３０代）

知的障がいがあり父親と２人暮らし。ある日、父親が病気で入院。家事や書類の手続き、年金や財産の管理など、将来１人で暮らす時のことが心配になった。

後見人等が、Ｂさんの思いを聞きながら、お金の管理や手続きを手伝ってくれるようになった。グループホームの体験利用も始めることになった。

Ｃさん（７０代）

夫が亡くなり１人暮らしになった。この先自分が認知症になったら、病気で入院する時や施設に入る時、誰に頼れば良いのか不安に感じている。

近くに住む息子が任意後見人になってくれるよう任意後見契約を結んだ。今は元気だが、将来何かあっても息子が支援してくれるので心強い。

任意後見制度について

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が自ら選んだ人に、将来判断能力が低下した場合に頼みたい支援内容（代わりにしてもらいたいこと）を、契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

①契約の締結

公証人の作成する公正証書により、任意後見契約を結びます。

②家庭裁判所に申立て

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所に申立てを行います。

③契約の効力発生

家庭裁判所で任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が生じます。

申立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

手続きや必要書類については、最寄りの公証役場におたずねください。

Q＆A

詳しくは相談窓口におたずねください。

Q　後見人の役割はどこまで？	財産を守る、契約を代わりに行うなどの法律行為に限られ、食事の世話や実際の介護などは行いません。
Q　制度を利用すると何かを制限されるの？	後見制度又は保佐制度を利用した場合は、医師や税理士等の資格、会社役員、公務員等の地位を失います。
Q　自分で買い物はできなくなるの？	日用品の買い物などは自分でできます。これら日常生活に関する行為には、後見人等にも取消権はありません。
Q　申立て手続きに費用はかかるの？	申立費用として、手数料の印紙代や切手代、医療機関に支払う診断書作成料などがかかります。
Q　後見人等には報酬を支払うの？	後見人等が申立てを行った場合は、本人の財産から、家庭裁判所の定めた報酬を後見人等に支払います。（後見人等は、家庭裁判所の許可なく報酬を受け取ることはできません。）
Q　お金がないと制度を利用できないの？	申立て費用や後見人等の報酬に対しては、市の成年後見制度利用支援事業で助成制度があります。（資産等の要件がありますので市役所の窓口におたずねください。）
Q　申立てから利用開始までの期間は？	１ヶ月から３ヶ月くらいかかります。医師による鑑定を行うこととなった場合などは時間がかかります。
Q　途中でやめることはできるの？	後見人等は、家庭裁判所の許可なく辞任できません。 通常、本人が病気などから回復して判断能力を取り戻すか、亡くなるまで、後見人等の支援は続きます。

まずはご相談ください

成年後見制度に関するお問合せ・相談		
成年後見制度の利用について	南アルプス市権利擁護センター（市役所介護福祉課）	055-282-7347
	南アルプス市成年後見センター（社会福祉協議会）	055-283-8722
申立ての手続きや書類について	甲府家庭裁判所　後見係	055-213-2520
成年後見制度やその他法律相談	法テラス山梨	0570-078-326
任意後見契約について	甲府公証役場	055-252-7752

生活や福祉・介護に関する相談		
高齢者の暮らしや介護について	［八田･白根･芦安］南アルプス市北部地域包括支援センター	055-288-1440
	［若草･櫛形･甲西］南アルプス市地域包括支援センター	055-282-7339
障がい者の暮らしや福祉について	南アルプス市障害者相談支援センター	055-282-6780
生活や仕事の困りごとについて	南アルプス市福祉総合相談課	055-282-7250
	南アルプス市ふくし相談支援センター（社会福祉協議会）	055-284-7830